

中小企業者のための市の融資制度

古河市中小企業事業資金融資

事業資金が必要な時、円滑な融資が得られるよう 古河市であっ旋する制度です

制度名	自治金融		振興金融	
資金用途	融資限度額	融資期間	融資限度額	融資期間
設備資金	1,000万円	7年以内	2,000万円	7年以内
運転資金	1,000万円	7年以内	1,000万円	7年以内
運転設備併用	1,000万円	7年以内	2,000万円 〔運転：1,000万円〕	7年以内
対象者	・市内で1年以上営業している中小企業主の方 ・保証協会の対象業種 ・市税(市民税・固定資産税・国民健康保険税等)を完納している方		自治金融に同様の他、 ・市特有の事業を営む企業の振興を図るための資金 ・設備の近代化を図るための資金 ・中小企業協同組合等の共同施設資金 ・その他市長が中小企業助長行政上、適当と認めた資金	
保証人保	保証人：個人は原則不要、法人は原則代表者のみ 担保：必要に応じて ※保証協会の保証付融資で、保証料が必要です。(保証料率：年率0.45%~1.90%)			
金返利済	年 2.20% (令和8年2月2日現在) ※金利はご確認ください。保証申込受付日の固定金利です。 ※返済方法は元金均等月賦返済、設備資金の場合には6ヶ月以内の据置も可能です。			

*振興金融で市特有の事業を営む企業とは、

傘製造・甘露煮製造・御家宝製造・地酒製造・醤油製造・お茶製造・ヨシズ製造業です。

*資金の借換えには、借入額の1/2以上を返済していることが必要です。

*営業用乗用車の融資あっ旋は、300万円までとなります。

*自治金融と振興金融を併せての融資あっ旋は、2,000万円が限度となります。

*利子と保証料については、市から一部補助があります。申請書を提出してください。

【利子補給】 ※0.5%限度、1年間。但し、借換えを含む融資利用の場合には該当しません。

⇒令和2年度決定分より、利子補給率の上限を撤廃し、当分の間「全額」とします。

- ・自治金融：設備 500万円限度、運転 300万円限度
- ・振興金融：設備 1,000万円限度、運転 500万円限度

【保証料補助】 ※年0.82%限度

・保証料から補給額を差引かれた額が保証協会から請求されます。

⇒令和2年7月1日以降の保証協会承諾分より、保証料補助率の上限を当分の間、年1%に引き上げます。

《申込先》

※古河市内の商工会議所・商工会、又は金融機関(市内の自治金融取扱本支店)へご相談ください。

※事業所のご住所・所在地等により、申込み窓口・期限が異なりますので、ご確認ください。

- ・旧古河市区域の方は古河商工会議所へ、毎月5日までに申し込みください。
- ・旧総和町と旧三和町区域の方は古河市商工会へ、毎月25日までに確認の上申し込みください。

【古河市中小企業事業資金融資】
あっせん申込み添付書類一覧表

令和7年10月1日～

書 類 名	自 治	振 興	備 考
融資あっせん申込書〔商工会議所用〕	◎	◎	
信用保証委託申込書(保証人等明細含む)	◎	◎	信用保証協会全国統一申込書式 ※申込人(企業)概要は、既にご利用のある方であっても審査会用として必要です。
信用保証依頼書	◎	◎	
個人情報関係書類 ※別に商工会議所あて	◎	◎	
申込人(企業)概要	◎	◎	
住民票〔謄本=家族全員、続柄等記入のもの〕	◎	◎	申込人(法人は代表者)・保証人全員
所得証明書〔直近のもの〕 ※市役所	◎	◎	申込人(法人は代表者)・保証人全員
納税証明書(市民税)〔直近のもの〕 ※市民税が無い場合には、非課税証明書	◎	◎	申込人(法人含)
土地・家屋の固定資産評価証明書	○	○	申込人(法人含)
	○	○	保証人全員
決算書〔写〕	◎	◎	2期分 ※法人は直近決算書科目明細含
確定申告書〔写〕	◎	◎	2期分
試算表〔決算後6ヶ月を経過している場合〕	○	○	個人・法人ともに該当者
定款〔写〕	◎	◎	法人の場合
商業登記簿謄本	◎	◎	法人の場合
許可・認可証〔写〕	○	○	該当する方
宣誓書〔風俗営業に該当しない旨 様式42〕	○	○	飲食業で「アルコール」提供が主体の方
手持工事明細書〔建設関連業者の場合〕 (注1) 一工事500万円超がある場合は許認可証が必要 (注2) 電気工事業者は一工事500万円以下でも登録書と手持工事明細書が必要。 一工事500万円超がある場合は登録書の他に建設業許認可証も必要	○	◎	建設 関連業の許可を持っていない場合
見積書・カタログ・図面・設計図	◎	◎	設備資金の場合
建築確認通知書	◎	◎	建築確認が必要な場合
建物所有者との賃貸借契約書〔写〕と 建物所有者の改装了解に関する同意書 飲食業の方は宣誓書様式41(※様式42に替えて)	◎	◎	借店舗・借事務所等 改装設備資金申込の場合
信用調査書〔審査会用〕	◎	◎	直近の決算書をもとに転記 (決算後6ヶ月を経過している場合は試算表をもとに転記)
貸借対照表・損益計算書〔審査会用〕	◎	◎	直近の決算書をもとに転記
個人情報関係書類 ※別紙3(会議所あて)	◎	◎	申込人(法人は代表者) ※別に保証協会・金融機関あて
中小企業事業資金保証料補助申請書	◎	◎	※日付未記入
委任状(市収納課あて)	◎	◎	市税の納税状況を確認させていただきます。 ※法人の場合は、代表者個人も必要。
中小企業等融資利子補給金交付申請書兼請求書	○	○	借換の場合には該当しません。 返済予定一覧表は決定後、速やかに提出 ※融資実行後の第1回目返済日までの利息がわかるものを含む
返済予定一覧表(金融機関発行のもの)	○	○	設備資金、運転資金を併用する場合は、様式第1号を設備資金1枚、運転資金1枚として別々に記載 ※いずれも日付未記入

※◎は必要書類、○は該当する方

※上記添付書類の他に、金融機関・保証協会にて印鑑証明、納税証明(法人税・所得税等)等が必要な場合がありますので、お申込する金融機関にご確認ください。

※事業所のご住所・所在地等により、申込み窓口・期限が異なりますので、ご確認ください。

【問い合わせ】 古河商工会議所 電話 48-6000
古河市産業戦略課 電話 22-5111